

山陰自動車道の整備促進を求める意見書

この度の東日本大震災においては、国の機関等により高速道路をはじめとする幹線道路が迅速に復旧され、救援物資などの緊急輸送路、避難路として極めて重要な役割を果たしたことから、改めて高速道路の重要性・必要性が認識されたところである。

言うまでもなく、高速道路は一本に繋がってこそその役割を果たすものであるが、特にこの度の震災では、はからずも防災の観点からもその威力を発揮することが実証され、単に人的・物的交流の活性化のみならず、住民の「生命」を守る道として、待ったなしの整備が求められている。

しかしながら、山陰自動車道は、県内総延長194kmのうち、供用区間は88km（45％）にすぎず、未事業化区間は未だに約49km（約25％）にも及ぶなど、憂慮すべき状況にある。

こうしたなか、国土交通省では、山陰自動車道の「湖陵・多伎道路」、「大田・静間道路」、「三隅・益田道路」の3区間について、平成24年度概算要求の新規事業化手続きを開始され、社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会から「新規事業化は、妥当」との意見が出された。このことは、長年にわたり山陰自動車道の早期完成を切望する地域住民の期待を大きく膨らませるものとなった。

一方、国の厳しい財政状況に鑑み、公共事業における新規投資を厳しく抑制していき、選択と集中の考え方をより厳格に進めるべきとの意見も出ている。しかし、災害に強い国土を形成し、国土の均衡ある発展と国民の安全・安心な暮らしを守るためにも、高速道路ネットワークの早期整備は、国の責務として取り組まなければならないものであり、整備の遅れた地域を後回しにし、更に地域間格差を拡大させるようなことは決してあってはならない。

少子高齢化や過疎化が加速する島根の現状にあって、山陰自動車道の早期全線整備は、地域の産業振興や観光交流を促進し、地方の自主・自立を図るために欠くことの出来ないものである。

よって、国におかれては、このような切実な地方の状況を十分に踏まえ、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 山陰自動車道の全線開通に向けて、必要となる予算を確実に確保するとともに、事業中区間を早期に完成させること。
- 2 都市計画決定済みの「湖陵・多伎道路」、「大田・静間道路」、「三隅・益田道路」の3区間については、社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会の意見を踏まえ、早期に事業化を図ること。
- 3 事業未着手区間については、早期に都市計画決定手続きを行い、速やかに事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年(2011) 12月 5日

出雲市議会